

令和2年5月15日
(令和4年4月27日改訂)

生命保険協会 御中
日本損害保険協会 御中

金融庁監督局保険課長 横尾光輔

新型コロナウィルス感染症の宿泊療養者・自宅療養者のために発行する
証明書様式について（要請）

新型コロナウィルス感染症対策において、重症者に対する医療体制を確保する目的で、軽症や症状のない方については、宿泊施設や自宅で療養する事例がある。

生命保険・損害保険各社においては、こうした場合にも入院給付金等の支払いの対象として取り扱いいただいているところであり、支払いに必要となる証明書についても、これを発行する関係機関の事務手続きの効率化の観点から、通常の保険金支払いに要する手続きを簡略化し、別添様式にあるような最低限の情報に基づき支払いを行うような取り扱いとするようご努力頂いているものと承知している。

この両協会の取組みについて、当課より厚生労働省に対しても別添のとおり協力依頼を発出したところであるが、新型コロナ感染症に関連する入院給付金等の支払いの際に必要となる関係書類については、各地方自治体等の状況にも配慮しつつ、例えば就業制限の通知・就業制限の解除通知をもって証明書に替えるなど、特に柔軟な取り扱いを宜しくお願ひしたい。

併せて、宿泊施設・自宅に限らず、病院等医療施設における治療・入院等の場合の各種保険金等の支払い手続きにおいても、各医療現場の状況に十分配慮いただきほか、紙や押印を前提とした業務慣行を改めるという政府の方針にもご配慮いただきたい。

（参考）令和2年4月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議合同会議 【総理御発言】

民間の経済活動についても、紙や押印を前提とした業務慣行を改め、オンラインで完結することが原則となるよう、民事ルールも含め、国の制度面で見直すべき点がないか、全面的な点検を行ってください。

（以上）

宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）

本証明書は、医師、病院・診療所・自治体・保健所等の担当者のいずれかの方がご証明ください。

1. 宿泊療養・自宅療養を受けた方 (氏名)		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
2. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症				
3. 療養開始日(※1)	年 月 日				
4. 療養終了日(※2) (必要な場合のみ記載)	年 月 日				

※1 「療養開始日」は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の診断日となります。

※2 生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養の期間が、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間（例：無症状であれば7日間、有症状であれば10日間）の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日の証明に基づき支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めないような取り扱いを行っています。このため、宿泊療養又は自宅療養の期間が10日以内である場合には、「療養終了日」の記載を省略することができます。

上記のとおり証明します。

記入日 年 月 日

所在地

医師 ・ 担当者 (該当するものに○囲み)

名称

担当者の場合：役職名

電話番号

証明者氏名 _____

(※) 宿泊療養・自宅療養に係る留意事項

- ①本証明書における「療養」とは、感染症法に基づき、宿泊施設、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことなど、感染症の防止に必要な協力を実施していただくことを意味します。
- ②療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

各社のフリー使用欄

ただし、宿泊・自宅療養に関して証明いただく項目については、上記雛形の使用を勧奨する。

令和2年5月15日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

金融庁監督局保険課長 横尾光輔

新型コロナウィルス感染症の宿泊療養者・自宅療養者のために発行する
証明書様式について（要請）

生命保険・損害保険各社における医療保険等の入院給付金は、通常は、病院等での治療の場合に支給される契約となっているが、今般の新型コロナウィルスの感染拡大等の状況を踏まえ、各社においては、感染が確認された方のうち、宿泊施設や自宅で療養している軽症や症状のない方に対しても同給付金等の支払いの対象としている。

一方、上記療養者が同給付金等の支払いを保険会社に請求する場合には、その療養が必要となった旨の証明が必要になるところ、生命保険協会及び日本損害保険協会においては、医療従事者や保健所など上記療養の指示を行う方々の事務負担を考慮し、通常の保険金支払いに要する手続きを簡略化し、別添様式にあるような最低限の情報に基づき支払いを行うような取り扱いとしている。

民間医療保険の入院給付金は、一定期間の療養を必要とする方々の経済的損失の回復の一助にもなるところ、貴課におかれでは、関係機関等に対し、別添様式も参考にしながら、療養に関する証明書の発行にご協力頂くよう周知いただきたい。

なお、関係機関等が既に、独自の様式等を定めてご対応頂いている場合にその変更を要請するものではない旨、申し添える。

（以上）